

四日市市告示第110号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関、四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）別表第7に規定する法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法及び同条例別表第7に規定する法第54条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を定め、平成28年4月1日から施行する。

なお、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定による低炭素建築物新築等計画について（平成24年四日市市告示第446号）は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年3月28日

四日市市長 田中俊行

第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合においては、次のいずれかに該当する機関とする。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）。ただし、登録建築物調査機関は業として建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者（以下「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないものに限る。

ア 登録建築物調査機関が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。

イ 登録建築物調査機関の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。

ウ 登録建築物調査機関（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去２年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「住宅品質確保法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

２ 認定対象が１以外の場合においては、次のいずれかに該当する機関とする。

(1) 登録建築物調査機関。ただし、建築物関連事業者に支配されているものとして１(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。

(2) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７７条の２第１項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第２ 法第５４条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

１ 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

(1) 登録建築物調査機関（建築物関連事業者に支配されているものとして第１の１(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。）が、法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関が、法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 登録住宅性能評価機関が、交付する住宅品質確保法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（法第５４条第１項第１号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

２ 認定対象が１以外の場合 次のいずれかに該当する書面

(1) １(1)に該当する書面

(2) 第１の２(2)に該当する登録住宅性能評価機関が、法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

第３ 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成２４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１９号）Ⅰの第１の１の１－２及び２の２－１ただし書きの規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮

定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

(都市整備部建築指導課)